

OMIC Food Safety Newsletter No. 490 October 18, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加 (違反による引上げまたは検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)
(2019年10月上旬)

通知	対象食品(含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
10/9	フランス産 レッドカラント	ジチアノン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000555941.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)

2. タイ製品の輸入違反事例

(2019年9月下旬~10月上旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
9/27	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱): えびフライ	成分規格不適合 (細菌数 8.0×10^6 /g)	3.0×10^6 /g	自主検査
9/27	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱): キャッサバ(FROZEN PRE-COOKED CASSAVA)	シアン化合物 17 mg/kg 検出	不検出 (10 mg/kg - ppm)	検査命令
10/10	生鮮スナップエンドウ	成分規格不適合(プロピコナゾール 0.11 ppm 検出)	0.05 ppm	モニタリング検査
10/10	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱): えび類 (FROZEN EBI-KATSU)	成分規格不適合 (細菌数 3.5×10^6 /g)	3.0×10^6 /g	自主検査

★ 農林水産省 飼料中の有害物質の基準値変更

配合飼料(家畜及び家きんに給与される配合飼料)中の有害物質について、2020年2月6日より「管理基準」として基準値の変更及び新たな項目の追加がなされます。飼料安全法の基準値には「指導基準」と「管理基準」2種類の基準があり、指導基準は家畜等の健康又は畜産物を介した人の健康に著しい悪影響を及ぼすと考えられる乳を生産する牛等の配合飼料に設定されているのに対し、管理基準は通常の汚染物質の濃度範囲(基準)から、ある程度超過したとしても、家畜等の健康又は畜産物を介して人の健康に悪影響を及ぼす可能性が低い飼料(具体的には乳を生産する牛等の配合飼料以外)を対象に設定されています。飼料中の濃度が指導基準を超過した場合は、直ちに指導の対象となります。一方管理基準を超過した場合には直ちに指導の対象とはならないものの、農林水産省への連絡や原因究明が必要となります。主な変更・新規追加項目は以下の通りです。

<管理基準>

項目	変更前	変更後
カドミウム	1 mg/kg	0.8 mg/kg
水銀	0.4 mg/kg	0.2 mg/kg
鉛	3 mg/kg	2 mg/kg
ゼアラレノン	1 mg/kg	0.5 mg/kg
デオキシニバレノール(*)	4 mg/kg	3 mg/kg
フモニシン(新規)	-	4 mg/kg

(*) 反すう動物(ほ乳期のものを除く)に給与される配合飼料が対象

詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

農林水産消費安全技術センター(FAMIC): http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safetyj22.html

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 491の発行は、11月1日とさせていただきます。

発行者: 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>
問合せ: (タイ語) kongsak@omicnet.com (日本語) lab.th@omicnet.com
ニュースレターバックナンバー: (タイ語) <http://omicbangkok.com/th/downloads>
(日本語) <http://omicbangkok.com/en/downloads>
食の安全ウェブサイト: (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>
(英語) http://www.omicfoodsafety.com/html_eng/